



鳥取県公報

令和5年3月15日（水）
号外第16号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例（5）（新型コロナウイルス感染症対策総合調整課）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（6）（財政課）・・・・・・・・・・ 6
	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（7）（税務課）・・・・・・・・・・ 8
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（8）（人事企画課）・・・・・・・・ 9
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（9）（〃）・・・・・・・・・・ 10
	鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （10）（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・・・ 11
	鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例（11）（子育て王国課）・・・ 15
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （12）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 35

公布された条例のあらまし

◇鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

クラスター対策を行うべき新型コロナウイルス感染症の定義について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) その病原性等による県民の生命及び健康への影響を考慮し、公衆衛生上緊急の対応を要する危険性がないと知事が認める場合における新型コロナウイルス感染症は、この条例の規定によるクラスター対策を行うべき新型コロナウイルス感染症とはしない。
- (2) 知事は、(1)の場合に該当しないと思料するときは、公衆衛生、感染症その他の医学に関する知見を有する者の意見を聴くとともに、議会に報告するものとする。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県民による森づくりのための施策及び豊かな森林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てるため、新たな基金を設置する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県豊かな森づくり協働基金	鳥取県税条例の規定により豊かな森づくりに資するため加算された県民税を、県民による森づくりのための施策及び豊かな森林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てること。

- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県内産業の成長を応援し県内経済の活性化を図るため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期間を5年間延長する。

2 条例の概要

- (1) 令和10年3月31日（現行 令和5年3月31日）までに鳥取県産業成長応援条例第3条第1項に規定する産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。）を行う者が当該産業成長事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する産業成長応援補助金の交付の決定を受けた場合は、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の対象とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の内容が変更されたこと等に鑑み、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 失業者の退職手当に係る支給期間の特例を定めることができる場合として、退職の日後に事業を開始した職員等がその旨を知事に申し出た場合を加える。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を定める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,828人	2,824人
一般会計支弁に係る職員	2,818人	2,814人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,227人	2,221人
県立学校の職員	2,029人	2,020人
県立学校の職員以外の職員	198人	201人
企業局の職員	51人	52人
県費負担教職員	4,012人	4,028人

(2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の一層の活用及び運営の効率化を図るため、指定管理者に行わせる業務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 指定管理者に行わせる業務に、史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること等を加える。
- (2) 史跡公園の利用時間及び利用休止日の変更は、指定管理者が知事の承認を得た上で行うこととする。
- (3) 施設の占用に係る利用許可及び史跡公園における物品販売等の行為許可は、指定管理者（現行 知事）が行うこととする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 条例の概要

- (1) 児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）並びに指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、児童等の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずることとする。
- (2) 児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等並びに認定こども園は、児童等の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により、児童等の所在を確認することとする。なお、保育所及び児童発達支援センター、指定障害児通所支援事業者等並びに認定こども園は、児童等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき等は、当該自動車にブザー等を備え、児童等の降車の際にはこれを用いて児童等の所在の確認を行うこととする。
- (3) 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、

及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めることとする。

- (4) 民法の一部が改正され、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、児童発達支援及び医療型児童発達支援の事業を行う指定障害児通所支援事業者等の管理者が利用者に対して行う懲戒等について定めた規定を削る。
- (5) 乳児の数が4人未満である保育所において、子育てに関する知識と経験を有する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保できる場合、当該保健師等のうち1人を保育士とみなすことができることとする。
- (6) 認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができることとする。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満であるときは、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって教育又は保育に従事する職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。
- (7) その他所要の改正を行う。
- (8) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

ドメスティックバイオレンスの被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、優先入居の対象となる者に婦人相談所等からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書の発行を受けた者等を追加する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として、婦人相談所等からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書等の発行を受けた者を加える。
- (2) 老朽化に伴い、西郷団地及び三明寺団地を廃止する。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（その病原性、重症化の可能性の高さその他のウイルスの特性による県民の生命及び健康への影響を考慮し、公衆衛生上緊急の対応を要する危険性がないと知事が認める場合におけるものを除く。）</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>第2条の2 知事は、前条第1号に規定する場合に該当しなくなつたと認めるときは、公衆衛生、感染症その他の医学に関する知見を有する者の意見を聴くとともに、議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
30 鳥取県ねんりんピック基金	令和6年度に鳥取県において全国健康福祉祭を開催するために必要な経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	30 鳥取県ねんりんピック基金	令和6年度に鳥取県において全国健康福祉祭を開催するために必要な経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
31 鳥取県豊かな森	鳥取県税条例の規定による	鳥取県税条例第53条の19及	(1) 一般会計歳入歳出予算	当該基金の設置目的を達					

<p>づくり協働基金</p>	<p>り豊かな森づくりに資するため加算された県民税を、県民による森づくりのための施策及び豊かな森林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てること。</p>	<p>び第53条の20の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>	<p>成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>						
----------------	---	---	--	------------------------------	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第6条 鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第3条第1項に規定する産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。）を行う者（<u>令和10年3月31日</u>までに当該産業成長事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する産業成長応援補助金（以下「産業成長応援補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第6条 鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第3条第1項に規定する産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。）を行う者（<u>令和5年3月31日</u>までに当該産業成長事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する産業成長応援補助金（以下「産業成長応援補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、<u>知事にその旨を申し出たとき又は第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員</u> <u>その他これに準ずるものとして規則で定める職員</u> <u>が知事にその旨を申し出た場合は、規則で定めるところにより、支給期間についての特例を定めることができる。</u></p> <p>5～17 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合 <u>に関しては、規則で定めるところにより、支給期間についての特例を定めることができる。</u></p> <p>5～17 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第15条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,828人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,818人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,227人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,029人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>198人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>51人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,012人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,824人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,814人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,221人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,020人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>201人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>52人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,028人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>遺跡</u>の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>史跡公園の普及啓発及び情報発信（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務</u></p> <p>(3) <u>第3条に規定する事務（前2号に掲げる事務を除く。）を補助する業務</u></p> <p>(4) <u>第11条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち知事が別に定めるもの</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条 史跡公園の利用時間は、<u>指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>妻木晩田遺跡</u>の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条に規定する事務（<u>前号</u>に掲げる事務を除く。）を補助する業務</p> <p>(3) <u>第11条の規定による使用料</u>の徴収に関する業務</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち知事が別に定めるもの</p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条 史跡公園の利用時間は、<u>午前9時から午後5時まで（知事があらかじめ指定する日にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。</u></p> <p><u>2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない</u></p>

(利用の休止)

第9条 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1)～(3) 略

3 指定管理者は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用料金)

第11条 史跡公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

い。

(利用の休止)

第9条 史跡公園の利用を休止する日（以下「利用休止日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 毎月第4月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合は、その直後の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。

3 知事は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1)～(3) 略

3 知事は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(使用料の徴収)

第11条 利用許可を受けてする史跡公園の施設設備の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第12条 指定管理者は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除するものとする。

(行為の制限等)

第13条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 指定管理者の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。

(3) 指定管理者の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4)・(5) 略

(6) 指定管理者の許可を受けないで物品を販売すること。

(7)～(10) 略

2 略

3 指定管理者は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか史跡公園の保存又は活用に資する効果が特に高いものとして知事が認めるもののために使用させるとき。

(3) 国、地方公共団体において公用に供するために使用させるとき。

(4) 災害その他非常の事態において緊急やむを得ない理由により使用させるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による減額若しくは免除の別又は減額の率は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号、第3号又は第4号の場合 免除

(2) 前項第2号又は第5号の場合 免除又は減額 2分の1

(既納の使用料)

第13条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、利用許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって当該許可を取り消したときは、この限りでない。

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 知事の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。

(3) 知事の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4)・(5) 略

(6) 知事の許可を受けないで物品を販売すること。

(7)～(10) 略

2 略

3 知事は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

<p>4 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第14条</u> 指定管理者は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第15条</u> 指定管理者は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第16条</u> 略</p>	<p>4 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第15条</u> 知事は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第16条</u> 知事は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第17条</u> 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する知事の権限は、規則で定めるところにより所長に委任する。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第18条</u> 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
附 則	附 則																
1 略 (保育所の職員配置に係る特例)	1 略 (保育所の職員配置に係る特例)																
2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「保健師等」という。)のうち1人を保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	2 <u>乳児4人以上が入所する</u> 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。																
3～9 略	3～9 略																
別表第1 (第7条関係)	別表第1 (第7条関係)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u>		6 略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1～4 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		サービスの提供	1～4 略		5 略
項目	基準																
略																	
サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u>																
	6 略																
項目	基準																
略																	
サービスの提供	1～4 略																
	5 略																

略	
別表第2（第8条関係）	
項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>6 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p>9 略</p>
略	
別表第3（第9条関係）	
項目	基準
略	

略	
別表第2（第8条関係）	
項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
略	
別表第3（第9条関係）	
項目	基準
略	

	<p>的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p>
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p><u>(1) 児童の援助に関する事項</u></p> <p><u>(2) その他施設の管理についての重要事項</u></p>

	<p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p>
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p><u>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p>		
略		略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p>8 略</p>
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見</u></p>

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p>

	<p><u>直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 略</p>
略	

2 略

別表第8（第14条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1 <u>次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>(1) <u>児童の援助に関する事項</u></p> <p>(2) <u>その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p>2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者</u></p>

	<p>4 略</p> <p>5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>6 略</p>
略	

2 略

別表第8（第14条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。

6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、

<p><u>必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>8 <u>設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p>			
略		略	
2 医療型児童発達支援センター		2 医療型児童発達支援センター	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1 <u>次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>(1) <u>児童の援助に関する事項</u></p> <p>(2) <u>その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p>2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p>	サービスの提供	<p><u>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

<p>また、<u>児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</u></p> <p>6 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u></p> <p>また、<u>訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>8 <u>設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p> <p>略</p>	<p>略</p>
--	----------

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第6条関係）		別表第1（第6条関係）	
1 児童発達支援		1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	1～4 略	サービスの提供	1～4 略 <u>5 児童発達支援センターの管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第</u>

	<p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検、従業者、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この表において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9</u> <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」とい</u></p>		<p><u>3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>
--	---	--	--

	<p>う。)を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p>		<p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p>
略		略	
2 医療型児童発達支援		2 医療型児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>8 <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案</u></p>	サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>

	<p>して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>9</u> 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。</p>

	<p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p>

	<p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p>
略	
4 居宅訪問型児童発達支援	
区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9</u> <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>
略	
5 保育所等訪問支援	
区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7</u> <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して</u></p>

	<p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略	
4 居宅訪問型児童発達支援	
区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>
略	
5 保育所等訪問支援	
区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p>

	<p><u>保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>8 <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>
略	

	<p>7 略</p> <p>8 略</p>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p>8 <u>入所者の安全を図るため、施設の設備の安全点検、従業者、入所者等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この表において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を</u></p>

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p>

<p>確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>略</p> <p>2 医療型障害児入所施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td> <p>1～6 略</p> <p><u>7</u> <u>安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8</u> <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	区分	基準	略		サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7</u> <u>安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8</u> <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>	略		<p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p>略</p> <p>2 医療型障害児入所施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td> <p>1～6 略</p> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>略</p>	区分	基準	略		サービスの提供	<p>1～6 略</p>	略	
区分	基準																
略																	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7</u> <u>安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8</u> <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>																
略																	
区分	基準																
略																	
サービスの提供	<p>1～6 略</p>																
略																	

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認</p>	<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認</p>

定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

第6条の2 別表第1職員配置の項第5号の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 別表第2職員配置の項第3号の規定により認定こども園に置かなければならない配置義務職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって配置義務職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 前項の場合において、当該保健師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 前3条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者又は保健師等（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1（第3条関係）

定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

第6条の2 別表第1職員配置の項第5号の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 別表第2職員配置の項第3号の規定により認定こども園に置かなければならない配置義務職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって配置義務職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 前項の場合において、当該保健師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 前2条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1（第3条関係）

項目	要件
略	
サービスの提供	<p>1～11 略</p> <p>12 <u>子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。また、通園を目的とした自動車（利用の態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと。</u></p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p>
略	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p>8 <u>子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。また、通園を目的とした自動車（利用の態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと。</u></p> <p>9 略</p>

項目	要件
略	
サービスの提供	<p>1～11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>
略	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p>8 略</p>

<p><u>10 感染症又は非常災害の発生時において、子どもに対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>11 略</u></p> <p><u>12 略</u></p>	<p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第2サービスの提供の項第5号、別表第3サービスの提供の項第4号、別表第5サービスの提供の項第4号、別表第6サービスの提供の項第4号、別表第7の1の表サービスの提供の項第4号並びに別表第8の1の表サービスの提供の項第4号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、保育所又は児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等（新条例別表第4サービスの提供の項第5号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号並びに新条例別表第8の1の表サービスの提供の項第5号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第5号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該保育所又は児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第1の1の表サービスの提供の項第8号、別表第1の2の表サービスの提供の項第7号、別表第1の3の表サービスの提供の項第8号、別表第1の4の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第8号及び別表第2の2の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自

動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等（新条例別表第1の1の表サービスの提供の項第9号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号、新条例別表第1の2の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の3の表サービスの提供の項第9号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わなければならない。

（鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、認定こども園において子どもの移動のために自動車を運行する場合であって、当該自動車にブザー等（第3条の規定による改正後の鳥取県認定こども園に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表第1のサービスの提供の項第12号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。）を備えることにつき困難な事情があるときは、同号及び新条例別表第2のサービスの提供の項第8号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（<u>以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。</u>）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第5項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者</u></p> <p>(12)～(14) 略</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(12)～(14) 略</p>																												
別表第1（第2条の2関係）	別表第1（第2条の2関係）																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宇倍野第2団地</td> <td>鳥取市国府町麻生</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>上灘団地</td> <td>倉吉市上灘町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生	略		上灘団地	倉吉市上灘町	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宇倍野第2団地</td> <td>鳥取市国府町麻生</td> </tr> <tr> <td>西郷団地</td> <td>鳥取市河原町中井</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>上灘団地</td> <td>倉吉市上灘町</td> </tr> <tr> <td>三明寺団地</td> <td>倉吉市巖城</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生	西郷団地	鳥取市河原町中井	略		上灘団地	倉吉市上灘町	三明寺団地	倉吉市巖城	略	
名称	位置																												
略																													
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生																												
略																													
上灘団地	倉吉市上灘町																												
略																													
名称	位置																												
略																													
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生																												
西郷団地	鳥取市河原町中井																												
略																													
上灘団地	倉吉市上灘町																												
三明寺団地	倉吉市巖城																												
略																													

別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 宇倍野第2 団地 宝木団地	鳥取市	倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 宇倍野第2 団地 <u>西郷団地</u> 宝木団地	鳥取市
略		略	
北野団地 小鴨団地 東和 田団地 高城第1 団地	倉吉市	<u>三明寺団地</u> 北野団地 小 鴨団地 東和田団地 高城 第1 団地	倉吉市
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。